

令和5年11月 勝山市定例農業委員会

1. 開催日時 令和5年11月24日(金) 午後1時30分
 2. 開催場所 勝山市教育会館 第3研修室
 3. 出席委員 農業委員12名、農地利用最適化推進委員7名
- 会長 1番 松村 勘兵衛
 会長職務代理 2番 辻 尊志
 農業委員 3番 北山 謙治
 4番 須見 則雄
 5番 山口 拓雄
 6番 山内 百合子
 7番 高野 忍
 8番 牧野 昌久
 9番 吉田 武博
 10番 滝本 和子
 11番 田中 政男
 12番 酒井 清泰
- 農地利用最適化 1番 横山 定守
 推進委員 4番 吉田 新一
 5番 前田 壽夫
 6番 松井 喜治
 7番 松田 数実
 8番 林 博史
 9番 廣瀬 介治

4. 審議内容・結果

議案番号	議案名	審議結果
議案第32号	農地法第3条の規定による許可申請について	可決
議案第33号	農地法第5条第1項の規定による許可申請意見について	可決
議案第34号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について（所有権の移転）	可決
議案第35号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業による賃借権の設定）	可決
議案第36号	農用地利用配分計画（案）に対する意見聴取について（農地中間管理事業による賃借権の設定）	可決
議案第37号	現況証明願いについて	可決

- (報告事項) ・ 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
 ・ 農地法第18条第6項の規定による通知について

5. 農業委員会事務局 係長 久永 幹生 主事 田中 愛里沙 会計年度任用職員 山内 佳奈

令和5年11月 勝山市定例農業委員会 シナリオ

事務局長代理

ただいまから、令和5年11月定例農業委員会を開催いたします。
坂上委員、田中昭司委員、鳥山委員は欠席の旨お伺いしております。

それでは、松村会長よりご挨拶を申し上げます。

松村会長

(あいさつ)

本日の日程ですが、次第に基づき定例農業委員会の審議を行います。
委員各位には厳正な審議をお願いすることになりますが、ご協力のほどよろしく願います。

事務局長代理

ありがとうございました。

では、会議規則により、会長が議長として議事進行をお願いいたします。

議長（松村会長）

これより本日の会議に入ります。

事務局より11月分の経過報告を申し上げます。

事務局

(報告)

議長（松村会長）

報告はお聞きのとおりです。ご意見、ご質問はありませんか。

ないようですので、本日の議事録署名委員を

5番 山口 拓雄 委員

6番 山内 百合子 委員

の両名をお願いします。

これより議事に入ります。

議長（松村会長）

日程第1 議案第32号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局より説明願います。

事務局

(説明)

議長（松村会長）

このことについて、現地確認をしていただいた委員から報告願います。

①については牧野委員より報告をお願いいたします。

牧野委員

現地確認して参りましたが、特に問題はないと思っております。

議長(松村会長)

ありがとうございました。
②と③については須見委員より報告をお願いいたします。

須見委員

まず②のほうから申し上げます。11ページの写真を見てもらうと奥のほうに家が1件建っておられますけれども、田んぼに隣接する住宅に住んでおられ、管理上問題はないかと思えます。また現在も譲受人が耕作されているということなので問題ないかと思われまます。
続きまして③の件ですが、こちらについても譲受人が当地区において水稻をやっておられるということで、その中の一部ということで問題はないかと思えます。(譲受人の家から)ちょっと遠いところでございますけれども、実際にやっておられるということで、問題ないかと思えます。以上です。

議長(松村会長)

ありがとうございました。
④と⑤については高野委員より報告をお願いいたします。

高野委員

④についてですけれども、後程5条申請にあります譲渡人と譲受人が同じ方なのですが、一筆は家庭菜園として野菜作りをされると、もう一筆の後程の5条申請のほうは住宅を建てられるということです。住宅を建ててそれに伴って家庭菜園をされるという回答を得ました。この辺一帯は宅地化されておりまして、隣接する関係にも同意を得ております。農家組合長並びに区長の同意も得ているということで、なんら問題はないかと思っております。
それから⑤の平泉寺につきましても写真の18ページ、19ページを見て頂いても分かる通り、なんら問題はないかと思えます。よろしくお願いいたします。

議長(松村会長)

ありがとうございました。
報告はお聞きのとおりです。それでは審議に入ります。
ご意見、ご質問はありませんか。

田中政男委員

⑤ですけれども、こちら弁護士さんからの申請ですが、弁護士さんの地面になっているんですか。

事務局

はい、そうです。もともと所有者であった方がお亡くなりになったのですが相続人にあたる方が全て相続を放棄されたということで、現在は相続財産清算人にあたる本申請人の弁護士が理されております。

議長(松村会長)

他、ありませんか。

ないようですので、これより採決いたします。
議案第32号は、原案どおり承認することに異議はございませんか。

委員

異議なし

議長(松村会長)

それでは、議案第32号は、原案どおり承認することに決しました。

議長
(松村会長)

日程第2 議案第33号 農地法第5条第1項の規定による許可申請意見についてを議題とします。
事務局より説明願います。

事務局

(説明)

議長
(松村会長)

このことについて、現地確認をしていただいた委員から報告願います。
高野委員より報告をお願いいたします。

高野委員

事務局から説明が合ったとおりでございまして、問題ないかと思えます。
よろしく願います。

議長
(松村会長)

ありがとうございました。
報告はお聞きのとおりです。それでは審議に入ります。
ご意見、ご質問はありませんか。

ないようですので、これより採決いたします。
議案第33号は原案どおり「許可相当との意見を付して」承認することに異議ございませんか。

委員

異議無し

議長
(松村会長)

それでは、議案第33号は、原案どおり、「許可相当との意見を付して」承認することに決しました。

議長
(松村会長)

日程第3 議案第34号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集計画の決定(所有権の移転)について、を議題とします。
事務局より説明願います。

事務局

(説明)

議長
(松村会長)

このことについて、現地確認をしていただいた委員から報告を願います。
牧野委員より報告をお願いいたします。

牧野委員

お聞きのとおりでございまして、特に問題はないかと思われますのでよろしく願います。

議長
(松村会長)

報告はお聞きのとおりです。
それでは審議に入ります。ご意見、ご質問はありませんか。

酒井委員

この売買価格について、平米あたりの金額を計算しますと少し安いのではないかと思うのですが、固定資産の評価額はどのようになっておられますでしょうか。基盤法を使って売買する場合、固定資産の評価額以上でなければいけないと伺っておりますし、23ページの写真を見ますと午後は影になるところでございますのでそのような理由で評価額を落としたということなのでしょうか。

事務局

今回の売買価格は固定資産の評価額と同じ金額となっております。譲渡人はタダでも譲りたいという気持ちなのですが今回基盤法を使っての所有権移転ということで、最低価格の評価額での取引となりました。申し訳ございませんが本農地の評価額のつけ方につきましては分かりかねますので、庁内にて確認させていただきます。

議長
(松村会長)

他、ありませんか。

ないようですので、これより議案第34号について、原案どおり承認することに異議ございませんか。

委員

異議なし

議長
(松村会長)

それでは、議案第34号については、承認することに決しました。

議長 (松村会長)

続きまして、
日程第4 議案第35号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定(中間管理事業による賃貸借権の設定)及び、日程第5 議案第36号 農用地利用配分計画(案)に対する意見聴取についてを議題とします。
これらは関連がありますので一括して行います。
事務局より説明願います。

事務局

(説明)

議長 (松村会長)

それでは審議に入ります。
ご意見、ご質問はありませんか。

ないようですので、これより採決いたします。
ではまず、議案第35号は、原案どおり承認することに異議ございませんか。

委員	異議なし
議長（松村会長）	それでは、議案第35号については、承認することに決しました。
議長（松村会長）	続いて、議案第36号について採決いたします。 議案第36号は、「適当である」旨の意見を付することに異議ございませんか。
委員	異議なし
議長（松村会長）	それでは、議案第36号については「適当である」旨の意見を付すること決しました。
議長（松村会長）	続きまして、日程第6 議案第37号 現況証明願いについてを議題とします。 事務局より説明願います。
事務局	（説明）
議長（松村会長）	このことについて、現地確認をしていただいた委員から報告願います。 高野委員より報告をお願いいたします。
高野委員	①につきましてですけれども、25ページを見て頂きますと拡大写真が出ておりました、見た通り宅地の一部となっております。ここの申請理由のとおりに思いますのでよろしくお願いいたします。 また②につきましても、28ページの写真を見て頂くと一目瞭然非農地として判断できると思いますのでよろしくお願いいたします。
議長（松村会長）	ありがとうございました。 報告はお聞きのとおりです。それでは審議に入ります。 ご意見、ご質問はありませんか。 ないようですので、これより、採決いたします。 議案第37号は、原案どおり承認することに異議はございませんか。
委員	異議なし
議長（松村会長）	それでは、議案第37号については、原案どおり承認することに決しました。

議長（松村会長） 次に、報告事項に入ります。
農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局から報告願います。

事務局 （報告）

議長（松村会長） このことについて、ご意見、ご質問はありませんか。
ないようですので次に、農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局から報告願います。

事務局 （報告）

議長（松村会長） このことについてご意見、ご質問はありませんか。

酒井委員 ②について、解約自由が売買のためと書いておりましたが、議案第32号の3条申請であがっている議案との関係はどうなっているのでしょうか。売買の手続き申請は後日されるのでしょうか。

事務局 元々中間管理機構を通じて利用権の設定をされていたんですけれども、借受人に売買をして所有権を移転されるということで、先に利用権の解約をして、所有権移転の許可申請をして頂くという流れになっております。解約については報告事項のため先に所有権移転の議案を審議して頂いてからの解約の報告となりましたが、実際の手続きの流れと致しましては先に解約頂いてから、3条申請をして頂いたというところでございます。

議長（松村会長） 他、ありませんか。
ないようですので次に、その他について事務局よりお願いいたします。

事務局 それでは地域計画の進捗状況についてご報告いたします。
（報告）

議長（松村会長） このことについてご意見、ご質問はありませんか。
ないようですので、全体を通して何かご質問はございませんか。
最後に、次回の定例農業委員会について、事務局より説明願います。

事務局	<p>次回の農業委員会は、令和5年12月25日(月)午後1時30分から、勝山市教育会館 3階 第3研修室にて、農地利用最適化推進委員会と合同開催を予定しております。よろしくお願いいたします。</p>
議長（松村会長）	<p>以上で本定例農業委員会の審議事項及び報告事項は全て終了いたしました。みなさまご協力いただきありがとうございました。</p> <p>では、進行を事務局にお戻しします。</p>
事務局長代理	<p>松村会長、ありがとうございました。</p> <p>以上で11月定例農業委員会の全体会議が終了いたしましたので、辻職務代理より閉会のことばを申し上げます。</p>
辻職務代理	<p>閉会の言葉</p>